

上水道訓令甲第 1 号

長浜水道企業団表彰規程(平成10年上水道告示第 3 号)等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

(長浜水道企業団表彰規程の一部改正)

第 1 条 長浜水道企業団表彰規程(平成10年上水道訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「および課長」を「、課長」に改め、「含む。)」の次に「および技術調整官」を加える。

第 6 条第 2 項中「、課長(事務局規程第 9 条に定める担当課長および所長を含む。)」を「、技監、課長(事務局規程第 9 条に定める担当課長および所長を含む。)および技術調整官」に改める。

(長浜水道企業団事務代決および専決規程の一部改正)

第 2 条 長浜水道企業団事務代決および専決規程(昭和54年上水道訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表局長の専決事項第 2 号および第 3 号中「調整官」を「技術調整官」に改める。

(長浜水道企業団プロジェクト・チーム設置規程の一部改正)

第 3 条 長浜水道企業団プロジェクト・チーム設置規程(昭和62年上水道訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「メンバー」を「課長級のメンバー」に、同条第 2 項中「総括する。」を「総括し、長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)第 9 条に定める担当課長の職務内容の例によりその職務を遂行する。」に、同条第 4 項中「メンバー」を「事務局規程第 6 条第 1 項第 2 号に定める参事、同項第 3 号に定める副参事または同項第 4 号に定める主幹のメンバー」に改める。

(長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程の一部改正)

第 4 条 長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程(昭和52年上水道訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「および課長(担当課長および所長を含む。)ならびに当該審査に付する業務の所管のグループ(長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)第2条第1項に定めるグループをいう。)のうち同条第2項に定めるリーダー」を「、課長(担当課長および所長を含む。)および技術調整官」に改める。

(長浜水道企業団違反処分審査委員会設置規程の一部改正)

第5条 長浜水道企業団違反処分審査委員会設置規程(昭和53年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所管するグループのリーダー」を「技術調整官」に改める。

付 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。